

2018 年度 相模原市立

## 上溝中学校いじめ防止基本方針

相模原市立上溝中学校

平成 30 年 4 月 1 日

# 相模原市立上溝中学校いじめ防止基本方針

## 【相模原市立上溝中学校教育目標】

- 総括目標 『夢と志をもつ生徒の育成』
- 具体的目標
  - ・思いやりの心や、感動する心をもつ生徒の育成
  - ・健康で、たくましい生徒の育成
  - ・自ら考え、学び、行う生徒の育成
- 建学の精神 『日に進み、日に新たなり』

## 【家庭・地域との連携】

家庭・地域から信頼される学校作りを目指し、連携して生徒の育成を行う。

P T A ・ 上中サポーター  
青少年相談員（民生・児童委員）  
青少年健全育成協議会

（陽光台地区・星が丘地区）

- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 見守りたいの活動

## 【校内組織】

### 【上溝中学校いじめ防止対策委員会】

開催 月1回以上

委員長 校長 副委員長 副校長  
委員 教務主任 生徒指導主任

養護教諭

支援教育コーディネーター

青少年教育カウンセラー

学年生徒指導担当

（1学年・2学年・3学年・上溝学級）

## 【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

相模原市教育委員会

青少年相談センター

中央子育て支援センター

緑子育て支援センター

県警少年相談・保護センター

相模原市児童相談所

相模原警察署 相模原北警察署

## 【いじめの未然防止】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校・P T A ・地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭・地域と連携した取り組みを推進する。

## 【いじめの早期発見】

日頃からの生徒との信頼関係の構築に努め、見守りや声かけ等から生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

## 【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

## 1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と家庭・地域、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：【上溝中学校いじめ防止対策委員会】
- 構成員：【校長 副校長 教務主任 生徒指導主任 養護教諭  
支援教育コーディネーター 青少年教育カウンセラー  
学年生徒指導担当（1学年・2学年・3学年・上溝学級）】
- 委員会の取り組み内容
  - ① いじめの未然防止の取り組み
  - ② いじめへ早期発見の取り組み
  - ③ いじめの対処
  - ④ 専門的な知識を有する者等との連携

## 3. いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① 授業改善：学ぶ側の立場に立ち、どこでつまづくかを十分に吟味した分かる授業を実践する。
  - ② 集団づくり：互いに高めあえる集団を作り上げるために、学級作りの時間を確保する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 生徒会活動：自らの生活をよくしようとする実践的な態度を養う。  
いじめゼロ運動やあいさつ運動  
リーダーシップとサポーターシップの醸成
  - ② 学校行事：学校行事の工夫・改善
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ① 人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
  - ② 道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
  - ③ 校外行事（自然の村体験学習、校外学習、修学旅行、職場体験）
  - ④ 小中学校交流行事
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ① 校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
  - ② 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実
  - ③ 全校集会、学年集会、学級活動における校長、担当教員からの講話
  - ④ 保護者会、学級懇談会における啓発

(5) 学校・P T A・地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭・地域と連携した取り組みを推進する。

- ① ボランティア活動への参加、あいさつ運動
- ② 「見守りたい」の定期的活動
- ③ 青少年相談員との懇談会
- ④ 地区青少年健全育成協議会

#### 4. いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの生徒との信頼関係の構築に努め、見守りや声かけ等から生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

- ① 休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子
- ② 個人ノート・一行ノート・個人面談・家庭訪問等による把握

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① アンケートの実施：各学期に1回
- ② 教育相談週間：生活アンケート実施後
  - I 5/8～31      II 10/30～11/22
  - III 1/16～2/7

(3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 相談窓口の周知：
  - 学校出張相談：青少年教育カウンセラー 毎週水・金曜日
  - ：042-756-5920（直通）
  - いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
  - ヤングテレホン：042-755-2552
- ② 保健室だより、相談室だよりの発行
- ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

#### 5. いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

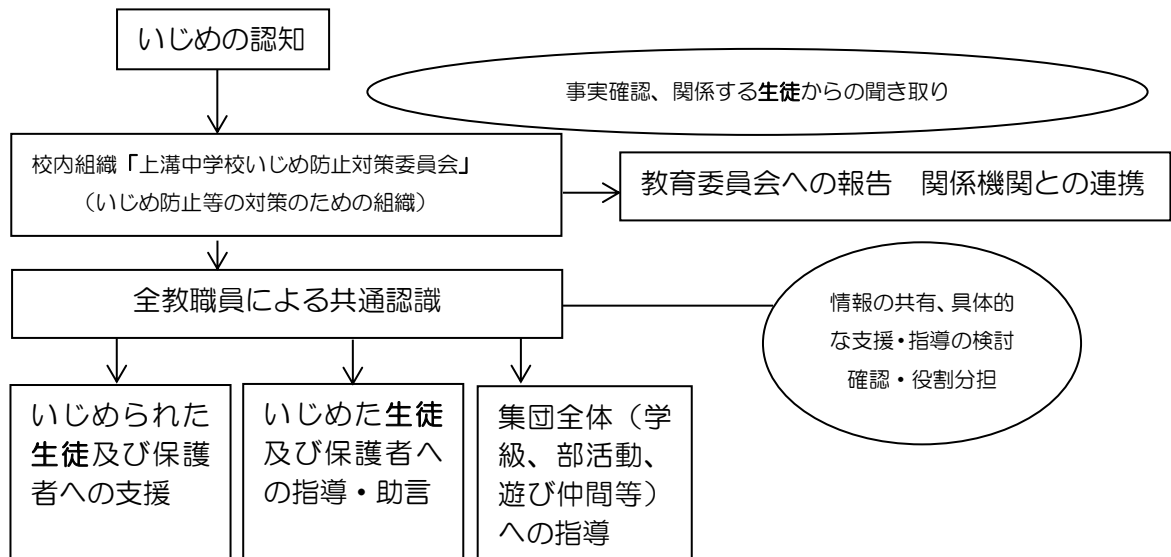
(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

- ① 校内の「上溝中学校いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）で直ちに情報を共有する。
- ② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活動、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- 相模原市教育委員会、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 相模原警察署、相模原北警察署、県警少年相談・保護センター
- 青少年相談員
- 相模原市児童相談所、中央子育て支援センター、緑子育て支援センター

(対応経路)



## 6. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。